



製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～PL法とメーカー保証～

事業者の方から、自社で扱っている製品に設定している保証期間は、PL法でどう解釈したらよいかという質問を受けます。例えば下記のような問い合わせです。

自分一般向けにある製品を販売している。製品の保証期間は1年としているが、保証期間を過ぎた後で製品が何らかのトラブルを起こし、使用者に身体被害や財産被害を負わせてしまった場合、製造物責任を免れることができるのか。



自社が定めた保証期限を過ぎて何らかの製品トラブルが生じた場合、製造物責任を免れることができるのかといった内容です。

まず、メーカー保証と製造物責任はまったく別のものであることを認識してもらわねばなりません。製造物責任（PL）法は、「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任」について定められた法律であり、損害賠償請求権は「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過した時」に消滅する（＝長期の消滅時効）とされています。また、「被害者又はその法定代理人が損害賠償及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき」にも消滅します（＝短期の消滅時効）。ポイントは製造物の欠陥による生命、身体、財産への拡大被害を対象としていることであり、製造物自体の破損や品質劣化などの、拡大被害を伴わない品質トラブルは対象としていません。

これに対し、メーカー保証とは製品そのものの品質について、設計通りに作られた間違いのないものであることを保証したものです。保証の内容は製造業者等が決めることですが、欠陥による拡大被害についてはPL法の規定がありますので、一般的には品質の保証と考えて良いでしょう。

上記の問い合わせに対しては、製造業者等が設定した保証期間では製造物責任を免れることは出来ないということになります。

それではPL対策はどう考え、どう対処したらよいのでしょうか。まず、どのような製品でPL対策が必要となるかを検討する必要があります。それは、その製品の属する分野から見て、他の類似製品に比し、相当早い有害化が想定されるものや、その有害化の内容が重大な危険をもたらす可能性が高いもの、その製品が有害化したことが外観だけではわかりにくいものと考えて良いでしょう。このような場合は、製品安全の観点から何らかの安全措置を講じる必要があります。それができない場合は適切な「警告表示」を行う必要があります。その製品または製品の部品・成分等がどれだけの期間でどのように劣化し、それがどのように安全性に関係するかを、わかりやすくはっきりと表示しておくべきでしょう。逆にそうしないと、製品事故が生じた場合に「指示・警告上の欠陥」とみなされる可能性があります。